

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大和都市計画及び吉野三町都市計画下水道事業の事業計画の変更について、国土交通省近畿地方整備局長の認可を受けたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告します。

平成二十九年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画及び吉野三町都市計画下水道事業吉野川流域下水道

二 施行者の名称

奈良県

三 事務所の所在地

奈良市登大路町三〇番地

四 事業地の所在

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし